

2012年日本政府年次報告
「社会保障の最低基準に関する条約（第102号）」
（2007年6月1日～2012年5月31日）

1. 質問Ⅰ、Ⅳ、Ⅴについて
前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。
2. 質問Ⅱについて
前回の報告以降変更のあった点は以下のとおりである。

第3部 傷病給付

第15条関係

前回までの報告中、B及びCを以下のとおり改める。

「B 常時5人以上の従業員を使用する物の製造又は販売の事業、土木又は建築の事業、鉱物の採掘の事業、運送の事業、金融又は保険の事業、教育の事業、医療の事業、通信の事業等を行う事業所、及び法人の事務所に使用される者を健康保険法に基づく健康保険の被保険者としている。

C (i) A 保護対象被用者数

3, 978万人（被用者保険被保険者数）

（厚生労働省保険局調べ（2010年3月31日現在））

B 被用者総数

5, 796万人

（総務省統計局調べ（2010年平均））

（注、公務員及び失業者を含む。なお、公務員については、一般被用者とは別建ての共済制度がある。）

C 被用者総数に対する保護対象被用者数の百分率

68.6%」

第18条関係

前回までの報告中、3. 第69条の(a)及び(b)を以下のとおり改める。

「(a) 削除

(b) (i) 少年院その他これに準ずる施設に収容されたときには、支給が停止される

。

(ii) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときには、停止される。」

第4部 失業給付

第21条関係

前回までの報告中、Cを以下のとおり改める。

「C (i) A 保護対象被用者数

3, 824万人（雇用保険被保険者数）

（厚生労働省調べ（2010年度平均））

- B 被用者数総数
5, 238万人（雇用者数）
（総務省統計局調べ（2010年度平均））
（注、公務員を含め、失業者を除く。）
- C 被用者総数に対する保護対象被用者数の百分率
73.0%

第22条関係

前回までの報告中、A(I)及び(II)、B1及び2、C、D並びにGを以下のとおり改める。

- 「A (I) 別添1のとおり給付計算式を変更した。
(II) ・給付金限度額（基本手当の日額）を以下のとおり変更した。
① 離職時の年齢が30歳以上45歳未満の者 7, 170円
② 離職時の年齢が45歳以上60歳未満の者 7, 890円
③ 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の者 6, 777円
④ 離職時の年齢が30歳未満及び60歳以上の者 6, 455円
・基本手当の給付率、また給付の計算にあたって考慮される勤労所得（賃金日額）の上限額は別添2のとおりである。
・給付の計算にあたって考慮される勤労所得（賃金日額）の上限額は、60歳未満は15, 780円、60歳以上65歳未満では15, 060円である。
- B 1 雇用保険適用産業の中で2011年において、被保険者数が最大である製造業内の、電気機械器具を選んだ。
2 2011年の平均給与額（同年の各月における平均定期給与額）に基づいて計算されている。
- C 349, 000円（2011年の平均給与額）
- D 第65条6(b)の規定による男子熟練労働者の賃金は、349, 000円（月額）となり、一月で支給される給付の額（基本手当日額×30）は、176, 520円である。
- G $176, 520円 \div 349, 000円 = 50.6$ 」

第24条関係

前回までの報告中、2. を以下のとおり改める。

- 「2. 本条2の規定を援用している。
基本手当の支給期間は、別添3のとおり変更された。」

第5部 老齢給付

第26条関係

前回までの報告中、(1)及び(2)を以下のとおり改める。

- 「(1) 老齢給付の受給資格年齢
厚生年金保険法に基づき支給される特別支給の老齢厚生年金について、定額部分は男子が64歳、女子は63歳になったときから支給される。報酬比例部分については男子、女子ともに60歳である。
なお、坑内員、船員は、厚生年金保険法に基づき支給される特別支給の老齢厚生

年金について、定額部分は63歳になったときから支給され、報酬比例部分については60歳から支給される。

(2) 給付の支給停止について

60歳以降の年金支給額は、受給権者が在職中は、一部または全部の支給停止が行われる。(計算は以下の通り行われる)

60～64歳：賃金と年金の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。賃金が46万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

65～69歳：基礎年金は全額支給する。賃金と厚生年金の合計額が46万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

70歳～：65歳～69歳と同じ扱い。」

第27条関係

前回までの報告中、Cを以下のとおり改める。

「C(i) A 3, 465万人(厚生年金保険被保険者)

(2010年度平均)

B 被用者総数 5, 796万人

(総務省統計局調べ(2010年平均))

(注、公務員及び失業者を含む。公務員については、一般被用者とは別建ての共済制度がある。)

C 被用者総数に対する保護対象被用者数の百分率

59.8%

D 第6条は援用していない。」

第28条関係

前回までの報告中、(第65条関係のIについて)のA、B及びCを以下のとおり改める。

「A(1)(給付の計算)

① 老齢基礎年金

(a)

$$\text{給付月額} = 780,900 \times \text{改定率 (注1)} \times \frac{a+b+c+d+e}{480} \div 12$$

(b)

$$\text{給付月額} = 786,500 \times \frac{a+b+c+d+e}{480} \div 12$$

a・保険料納付月数 b・保険料全額免除月数×(1/2)

c・保険料3/4免除月数×(5/8)

d・保険料半額免除月数×(3/4)

e・保険料1/4免除月数×(7/8)

※ カッコ内は、平成21年4月以降の保険料免除期間

(注1)

2011年の改定率は0.982

※ (a)、(b)それぞれの計算方式による年金額を比べ、高額の年金額を支給すること

になる。

② 老齢厚生年金

・ 65歳以上の者に支給される老齢厚生年金

$$(b) \text{ 給付月額} = \{ (\text{平均標準報酬月額 (注2)}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \text{ (注1)}) \times (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (\text{平均標準報酬額 (注2)}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \text{ (注1)}) \times (2003年4月以降の被保険者期間の月数) \} \times \text{従前額改定率 (注3)} \div 12$$

$$(c) \text{ 給付月額} = \{ (\text{平均標準報酬月額 (注2)}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \text{ (注1)}) \times (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (\text{平均標準報酬額 (注2)}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \text{ (注1)}) \times (2003年4月以降の被保険者期間の月数) \} \times 1.031 \times 0.978 \div 12$$

※ (a)、(b)、(c)、それぞれの計算方式による年金額を比べ、最も高額の年金額を支給することになる。

(注1) 上記の率は、生年月日により逡減する。

(注2) 1994年の手取り賃金水準に再評価したもの。

(注3) 2012年の従前額改定率は0.983

・ 60歳～64歳の者に支給される老齢厚生年金

$$(a) \text{ 給付月額} = [1,628 \times \text{改定率 (注4)} \times (1.875 \sim 1.000 \text{ (注1)}) \times \text{被保険者期間の月数} + \{ (\text{平均標準報酬月額}) \times (9.5/1000 \sim 7.125/1000) \times (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (\text{平均標準報酬額}) \times (7.308/1000 \sim 5.481/1000) \times (2003年4月以降の被保険者期間の月数) \} \text{ (注2)}] \div 12$$

$$(b) \text{ 給付月額} = [1,628 \times \text{改定率} \times (1.875 \sim 1.000 \text{ (注1)}) \times \text{被保険者期間の月数} + \{ (\text{平均標準報酬月額 (注2)}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \text{ (注1)}) \times (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (\text{平均標準報酬額 (注2)}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \text{ (注1)}) \times (2003年4月以降の被保険者期間の月数) \} \times \text{従前額改定率 (注3)}] \div 12$$

$$(c) \text{ 給付月額} = [1,676 \times (1.875 \sim 1.000 \text{ (注1)}) \times \text{被保険者期間の月数} \times 0.978 + \{ (\text{平均標準報酬月額 (注2)}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \text{ (注1)}) \times (2003年3月までの被保険者期間の月数) + (\text{平均標準報酬額 (注2)}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \text{ (注1)}) \times (2003年4月以降の被保険者期間の月数) \} \times 1.031 \times 0.978] \div 12$$

※ (a)、(b)、(c)、それぞれの計算方式による年金額を比べ、最も高額の年金額を支給することになる。

(注1) 上記の率は、生年月日により逡減する。

(注2) 1994年の手取り賃金水準に再評価したもの。

(注3) 2012年の従前額改定率は0.983

(注4) 2012年の改定率は0.978

60歳以降の年金支給額は、受給権者が在職中は、一部または全部の支給停止が行われる。(計算は以下の通り行われる)

60～64歳：賃金と年金の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。賃金が46万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

65～69歳：基礎年金は全額支給する。賃金と厚生年金の合計額が46万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

70歳～：65歳～69歳と同じ扱い。

B 第65条6(b)の規定を援用している。

1 (a) (i) 規模10人以上の企業に雇用される生産労働者(男子)の最大多数を有する輸送用機器製造業を選んだ。

(ii) 輸送用機器製造業に従事する生産労働者(男子)の平均所定内給与額に等しい額の賃金を受ける労働者を選んだ。

2 2011年6月分の所定内給与額に基づいて計算されている。

C 315,100円(2011年)」

前回までの報告中、(第65条関係のⅢについて)のD及びGを以下のとおり改める。

「D 月額 165,081円

算定式

夫の老齢基礎年金額 589,875円 (786,500×30/40)

夫の老齢厚生年金額 801,227円 (294,303注1×7.5/1000×360月×1.031×0.978)

妻の老齢基礎年金額 589,875円 (786,500×30/40)

計 年金額 1,980,977円

月額 165,081円

(注1) (315,100円を1994年度水準に割り戻した値)

G 165,081円÷315,100円=52.4%

前回までの報告中、(第65条関係のVについて)のD及びGを以下のとおり改める。

D 月額 (夫=配偶者がいる場合) 165,081円

(夫=配偶者がいない場合) 113,168円

算定式

(夫がいる場合)

夫の老齢基礎年金額 589,875円 (786,500×30/40)

妻の老齢厚生年金額 801,227円 (294,303注1×7.5/1000×360月×1.031×0.978)

妻の老齢基礎年金額 589,875円 (86,500×30/40)

計 年金額 1,980,977円

月額 165,081円

(夫がいない場合)

妻の老齢基礎年金額 589,875円 (786,500×30/40)

妻の老齢厚生年金額 801,227円 (294,303注1×7.5/1000×360月×1.031×0.978)
 計 年金額 1,391,102円
 月額 115,925円

G (夫がいる場合) 165,081円÷315,100円=52.4%
 (夫がいない場合) 115,925円÷315,100円=36.8%」

前回までの報告中、(第65条関係VIについて)の1及び2を以下のとおり改める。

「1 (財政再計算)

2010年4月については、前年の消費者物価変動率がマイナス1.4%であったものの、直近の年金額改定を行った2005年の年金額水準よりも高かったため、年金額は据え置かれた。

2011年4月については、前年の消費者物価変動率がマイナス0.7%であり、基準となる2005年に比べて0.4%物価が下落したため、年金額をマイナス0.4%の改定を行った。

2012年4月については、前年の消費者物価変動率がマイナス0.3%であり、それに応じて、年金額もマイナス0.3%の改定を行った。

2

(1) 2011年4月の年金額の改定

| 再検討指数 | 生計費指数※ | 勤労所得指数 |
|-------------|--------|--------|
| A 2005年(平均) | 100 | 100 |
| B 2010年(平均) | 99.6 | 95.7 |
| C A/B(百分率) | 100.4 | 104.3 |

※消費者物価上昇率を使用。以下同じ。

(2) 2012年4月の年金額の改定

| 再検討指数 | 生計費指数※ | 勤労所得指数 |
|-------------|--------|--------|
| A 2010年(平均) | 100.0 | 100.0 |
| B 2011年(平均) | 99.7 | 98.4 |
| C A/B(百分率) | 100.3 | 101.6 |

」

第29条関係

前回までの報告中、2の①及び②を以下のとおり改める。

「老齢厚生年金

①65歳以上

(b) 給付月額 = [{ (平均標準報酬月額(注3)) × (10/1000~7.5/1000(注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数(注2)) + (平均標準報酬額(注3)) × (7.692/1000~5.769/1000(注1)) × (2003年4月以降の被保険者期間の月数(注2)) } × 従前額改定率(注4)] ÷ 12

(c) 給付月額 = [{ (平均標準報酬月額(注3)) × (10/1000~7.5/1000(注1)) × (2003年3月までの被保険者期間の月数(注2)) + (平均標準報酬額(注3)) × (7.692/1000~5.769/1000(注1))

$\times (2003\text{年}4\text{月以降の被保険者期間の月数(注2)}) \times 1.031 \times 0.978] \div 12$

※ (a)、(b)、(c)、それぞれの計算方式による年金額を比べ、最も高額の年金額を支給することになる。

(注1) 上記の率は、生年月日により逓減する。

(注2) 2003年3月までの被保険者期間の月数と2003年4月以降の被保険者期間の月数を合計して180月となるように計算する。

(注3) 1994年の手取り賃金水準に再評価したもの。

(注4) 2012年の従前額改定率は0.983。

②60歳～64歳

(a) 給付月額 = $[1,628 \times \text{改定率(注5)} \times (1.875 \sim 1.000 \text{(注1)}) \times \text{被保険者期間の月数(180月)} + (\text{平均標準報酬月額}) \times (9.5/1000 \sim 7.125/1000 \text{(注1)}) \times (2003\text{年}3\text{月までの被保険者期間の月数(注2)}) + (\text{平均標準報酬額}) \times (7.308/1000 \sim 5.481/1000 \text{(注1)}) \times (2003\text{年}4\text{月以降の被保険者期間の月数(注2)})] \div 12$

(b) 給付月額 = $[1,628 \times \text{改定率(注5)} \times (1.875 \sim 1.000 \text{(注1)}) \times \text{被保険者期間の月数(180月)} + \{(\text{平均標準報酬月額(注3)}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \text{(注1)}) \times (2003\text{年}3\text{月までの被保険者期間の月数(注2)}) + (\text{平均標準報酬額(注3)}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \text{(注1)}) \times (2003\text{年}4\text{月以降の被保険者期間の月数(注2)})\} \times \text{従前額改定率(注4)}] \div 12$

(c) 給付月額 = $[1,676 \times (1.875 \sim 1.000 \text{(注1)}) \times \text{被保険者期間の月数(180月)} \times 0.985 + \{(\text{平均標準報酬月額(注3)}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \text{(注1)}) \times (2003\text{年}3\text{月までの被保険者期間の月数(注2)}) + (\text{平均標準報酬額(注3)}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \text{(注1)}) \times (2003\text{年}4\text{月以降の被保険者期間の月数(注2)})\} \times 1.031 \times 0.978] \div 12$

※ (a)、(b)、(c)、それぞれの計算方式による年金額を比べ、最も高額の年金額を支給することになる。

(注1) 上記の率は、生年月日により逓減する。

(注2) 2003年3月までの被保険者期間の月数と2003年4月以降の被保険者期間の月数を合計して180月となるように計算する。

(注3) 1994年の手取り賃金水準に再評価したもの。

(注4) 2012年の従前額改定率は0.983

(注5) 2012年の改定率は0.978]

第13部 共通規定

第71条関係

前回までの報告中、1. の表を以下のとおり改める。

「1.

| 部門 | 使用者拠出率 | 被用者拠出率 | 国庫負担金 |
|-------------------------|--|---|---|
| 第3部 | 標準報酬月額 の5.0% (全国平均) | 標準報酬月額 の5.0% (全国平均) | 事務費の一部及び 給付費の16.4% |
| 第4部 | 賃金の0.5% (農林水産業等 0.6%) (建設業0.7%) | 賃金の0.5% (農林水産業等 0.6%) (建設業0.6%) | 事務費の全額及び 給付費の25% (当分の間は本来 の負担額の55% に引き下げ) |
| 第5部 (厚生 年金保 険) | (男子) 標準報酬月額 の8.206% (女子) 標準報酬月額 の8.206% (坑内員・船員) 標準報酬月額 の8.472% | (男子) 標準報酬月額 の8.206% (女子) 標準報酬月額 の8.206% (坑内員・船員) 標準報酬月額 の8.472% | 老齢厚生年金につ いては、原則として 国庫負担はない。 |
| (国民年 金) | 保険料は、全額本人負担。定額14,980円。但し、被用者及び その配偶者については、被用者年金各制度から国民年金への 拠出金で負担されている。 国庫負担は、老齢基礎年金に係る費用の1/2である。 | | |

」

前回までの報告中、6. を以下のとおり改める。

「6 (i) 給付

・老齢給付について、2008年4月、2009年4月、2010年4月には、年金額の改定を行わなかったが、2011年4月、2012年4月にはそれぞれマイナス0.4%、マイナス0.3%の改定を行った。

(ii) 拠出金の率

・失業給付については、2012年4月1日から保険料率が1.2%から1.0%に引き下げられた。

・傷病給付については、使用者及び被用者拠出率が全国一律から各都道府県の年齢構成、及び所得水準の差による医療費の地域差を反映した料率設定に変更された。当該料率は全国平均で2010年4月に9.34%、2011年4月に9.5%、2012年4月に10%に引き上げられた。

なお、1978年1月から賞与等について、徴収された特別保険料は2005年4月に廃止されている。

・老齢給付については、2011年10月に16.042%から16.412%に引き上げられた。(労使折半)

(iii) その他の財源

・傷病給付の国庫負担率については、2010年4月に16.4%に引き上げられた。

【2008年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて】

① 健康保険が適用される条約第15条に定義される労働者の区分は、前述の第15条のBのとおり。

年金が適用される条約第27条に定義される労働者の区分は、常時5人以上の従業員を使用する物の製造又は販売の事業、土木又は建築の事業、鉱物の採掘の事業、運送の事業、金融又は保険の事業、教育の事業、医療の事業、通信の事業等を行う事業所及び法人の事務所に使用される者を厚生年金保険法に基づく厚生年金保険の被保険者としている。

② 傷病給付制度の被保険者数等のデータは、前述の第15条のCのとおり。また、老齢給付制度の被保険者数等のデータは前述の第27条のCのとおり。

③ 指摘のあった平成19年に国会に提出した「被用者年金一元化制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」においては、短時間労働者のうち、①週所定労働時間が20時間以上、②賃金が月額98,000円以上、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員が301人以上の企業に勤務、の者を新たに厚生年金の適用対象（対象人数は約10万人程度）とすることにしていたが、平成21年7月21日の衆議院解散により審議未了で廃案となっている。これに伴い、同法案に基づき適用除外となる従業員300名以下の企業に雇用される労働者数も把握していない。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告中、(i)を以下のとおり改める。

「傷病給付及び老齢給付に関する法令及び行政規則等の適用は、厚生労働省に委任されている。その実施運営機関としては、中央に民間法人である全国健康保険協会及び特殊法人である日本年金機構があり、国民の直接の窓口として各都道府県に全国健康保険協会支部、及び年金事務所が置かれ、両制度の業務を行っている。」

4. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

以上

基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

| 賃金日額 (w) | 基本手当日額 (y) |
|--------------------|----------------------------------|
| 2,330円以上 4,650円未満 | $y = 0.8w$ |
| 4,650円以上11,770円以下 | $y = (-3w^2 + 70,910w) / 71,200$ |
| 11,770円超 14,340円以下 | $y = 0.5w$ |
| 14,340円超 | $y = 7,170$ |

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

| 賃金日額 (w) | 基本手当日額 (y) |
|--------------------|----------------------------------|
| 2,330円以上 4,650円未満 | $y = 0.8w$ |
| 4,650円以上11,770円以下 | $y = (-3w^2 + 70,910w) / 71,200$ |
| 11,770円超 15,780円以下 | $y = 0.5w$ |
| 15,780円超 | $y = 7,890$ |

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

| 賃金日額 (w) | 基本手当日額 (y) |
|--------------------|--|
| 2,330円以上 4,650円未満 | $y = 0.8w$ |
| 4,650円以上10,600円以下 | $\begin{cases} y = (-7w^2 + 127,750w) / 119,000 \\ y = 0.05w + 4,240 \end{cases}$ のいずれか低い方の額 |
| 10,600円超 15,060円以下 | $y = 0.45w$ |
| 15,060円超 | $y = 6,777$ |

4. 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

| 賃金日額 (w) | 基本手当日額 (y) |
|--------------------|----------------------------------|
| 2,330円以上 4,650円未満 | $y = 0.8w$ |
| 4,650円以上11,770円以下 | $y = (-3w^2 + 70,910w) / 71,200$ |
| 11,770円超 12,910円以下 | $y = 0.5w$ |
| 12,910円超 | $y = 6,455$ |

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

2 失業等給付の概要

(1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者（特定理由離職者）の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第4条第2項）

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日、有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者に対しては原則90日～150日であるが、平成26年3月31日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ90～330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額（※）

| 年齢区分 | 賃金日額上限額 | 基本手当日額上限額 |
|------------|---------|-----------|
| 30歳未満 | 12,910円 | 6,455円 |
| 30歳以上45歳未満 | 14,340円 | 7,170円 |
| 45歳以上60歳未満 | 15,780円 | 7,890円 |
| 60歳以上65歳未満 | 15,060円 | 6,777円 |

ロ 基本手当の給付率（※）

（60歳未満）

| 賃金日額 | 給付率 | 基本手当日額 |
|-----------------|--------|---------------|
| 2,330円～4,650円 | 80% | 1,864円～3,720円 |
| 4,650円～11,770円 | 80～50% | 3,720円～5,885円 |
| 11,770円～15,780円 | 50% | 5,885円～7,890円 |

（60歳以上65歳未満）

| 賃金日額 | 給付率 | 基本手当日額 |
|-----------------|--------|---------------|
| 2,330円～4,650円 | 80% | 1,864円～3,720円 |
| 4,650円～10,600円 | 80～45% | 3,720円～4,770円 |
| 10,600円～15,060円 | 45% | 4,770円～6,777円 |

ハ 給付日数（原則）

(ア) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

| 被保険者であった 期間 区分 | 1年未満 | 1年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
|----------------------|------|--------------|---------------|----------------|-------|
| 30歳未満 | 90日 | 90日 | 120日 | 180日 | - |
| 30歳以上35歳未満 | | 90日 | 180日 | 210日 | 240日 |
| 35歳以上45歳未満 | | 90日 | 180日 | 240日 | 270日 |
| 45歳以上60歳未満 | | 180日 | 240日 | 270日 | 330日 |
| 60歳以上65歳未満 | | 150日 | 180日 | 210日 | 240日 |

(イ) 自己都合離職者（(ハ)を除く）

| 被保険者であった 期間 区分 | 1年未満 | 1年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
|----------------------|------|--------------|---------------|----------------|-------|
| 全年齢 | - | 90日 | 90日 | 120日 | 150日 |

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成26年3月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ウ) 就職困難な者（障害者等）

| 被保険者であった 期間 区分 | 1年未満 | 1年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
|----------------------|------|--------------|---------------|----------------|-------|
| 45歳未満 | 150日 | 300日 | | | |
| 45歳以上65歳未満 | | 360日 | | | |